令和元年度 第1回 大槌町都市計画審議会 議事録

日時 令和元年 12 月 5 日(木) 午前 10 時から

場所 大槌町役場3階 大会議室

会議次第	§	P. 1
出席者		P. 2
会議録		Р. 3

令和元年度第1回大槌町都市計画審議会

日時:令和元年12月5日(木) 午前10時から

場所:大槌町役場3階 大会議室

一次第一

- 1. 開会
- 2. 町長あいさつ
- 3. 付議
- 4. 議事

議案第1号 安渡・赤浜地区における復興整備計画変更(一団地の住宅施設整備 事業)について

- 5. 復興整備計画変更に伴う今後の予定について
- 6. その他
- 7. 閉会

出席者

委 員

会長 社団法人岩手県建築士事務所協会前釜石支部長 岩間 正行 会長職務代理者 大槌商工会長 菊池 良一 委員 大槌町農業委員会長 佐々木重吾 大槌町議会議員 澤山美惠子 大槌町議会議員 阿部 三平 東梅 康悦 大槌町議会議員 大槌町議会議員 阿部 俊作 岩手県沿岸広域振興局土木部長 髙橋 正博

事務局

平野 公三 大槌町長 技監兼環境整備課長 那須 智 都市整備課長 川野 重美 復興推進課長 中野 智洋 都市整備課安渡、小枕・伸松地域担当班長 小島 直人 都市整備課赤浜、吉里吉里·浪板地域担当班長 越田 宜弘 都市整備課安渡、小枕·伸松地域担当班 主查 清水 正明 都市整備課安渡、小枕·伸松地域担当班 主任 髙田 裕司 都市整備課安渡、小枕·伸松地域担当班 主事 瀧野 淳 中村 晃一 環境整備課工務班長 環境整備課工務班 主査 小林 俊彦 環境整備課工務班 主任 一幡 和之 環境整備課工務班 主任 三浦 義章 三浦 徹也 復興推進課事業推進班長 復興推進課事業推進班 主任 倉本 和博

会議録

(午前10時00分 開始)

■事務局(復興推進課事業推進班 三浦班長)

おはようございます。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより令和元年度第1回大槌町都市計画審議会を開催いたします。

本日、司会を務めさせていただきます、大槌町復興推進課事業推進班の三浦と申します。よろしくお願いいたします。

審議会に先立ちまして出席の皆さまにお願いがございます。携帯電話につきましては、 電源をオフにするか、マナーモードに設定をお願いいたします。

次に皆様にお配りしている資料の確認をさせていただきます。 A 4 縦ホチキス止めの 議案書が1部、A 4 横ホチキス止めの説明資料2部ありまして、表紙に町章がついてい る議案第1号の資料と復興整備計画変更に伴う今後の手続きについてというタイトルが ついた資料の2部になります。

不足している方はいらっしゃらないでしょうか。よろしいですね。

本日は、委員定数9名のうち8名の出席をいただいておりますので、大槌町都市計画 審議会条例第5条第1項の規定によりこの審議会が成立していることをご報告いたしま す。

それでは、開会にあたりまして大槌町、町長平野公三よりご挨拶申し上げます。

■事務局(平野町長)

皆様おはようございます。本日はお忙しい中、大槌町都市計画審議会にご出席をいた だき、誠にありがとうございます。

また、日頃より、大槌町の復興まちづくりに多大なるご理解とご協力をいただき、この場をお借りしまして御礼申し上げます。

今年 10 月には、最後の災害公営住宅となる、赤浜地区北側斜面団地に整備した災害公営住宅が完成し、先月より入居が開始されたところであります。

これをもって、大槌町内の住宅再建に向けた基盤整備事業が全て完了したことになります。

復興まちづくり事業全体といたしましては、他工事との調整を要する、漁業集落防災機能強化事業や津波復興拠点施設整備事業等が来年度も引き続き、施工する見込みでありますが、国が定めている復興創生期間内には、すべての復興まちづくり事業を完了させることとしております。

さて、本日は、令和元年度第1回となる都市計画審議会であり、安渡地区及び赤浜地 区における復興整備計画の変更について、ご審議をお願いするものであります。 今回の変更は、同地区において道路の一部が未整備となっている箇所について、都市施設の「一団地の住宅施設整備事業」に位置付けたうえで、事業認可を行うことにより、早期の事業完了を目指すものであります。

本日のご審議にあたり、委員の皆様からの忌憚のないご意見をお願いするとともに、 あらためまして、本日お集まりの皆様に御礼申し上げ、私からの挨拶とさせていただき ます。本日はお忙しい中、大槌町都市計画審議会にご出席をいただきまして、誠にあり がとうございました。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

■事務局(復興推進課事業推進班 三浦班長)

それでは、ここからは岩間会長に議事の進行をお願いしたいと思います。 岩間会長、よろしくお願いいたします。

■岩間会長

えー、おはようございます。お忙しい中、お集まりいただきまして大変ありがとうご ざいます。

今年度1回目の審議会ということで、昨年度から2名の委員の方が変更となっています。御一方は本日欠席となっておりますが、東大海洋研の津田先生、そしてもう一方が振興局土木部長の高橋部長となります。

改めましてよろしくお願いします。

それから、選挙後初の審議会となりますが、議員の皆様ご当選おめでとうございます。 あっ、町長もですね。おめでとうございます。

引き続きよろしくお願いしたいと思います。

本日の審議会は、安渡地区及び赤浜地区の一団地の住宅施設の計画変更と聞いております。

委員の皆様からご意見をいただきながら進めていきたいと考えておりますので、よろ しくお願いします。

それでは、次第の第3の「付議」に入りたいと思います。事務局の説明をお願いいた します。

■事務局(復興推進課事業推進班 三浦班長)

本日の審議会の付議案件について、平野町長から付議書を読み上げて付議いたします。 平野町長、よろしくお願いいたします。

■事務局(平野町長)

大槌町都市計画審議会長様。大槌町長平野公三。復興整備計画の変更について付議、

このことについて、東日本大震災復興特別区域法 48 条第7項の規定により、貴審議会に付議します。なお、同法第48条第5項に基づく意見書は提出されませんでした。

よろしくお願いいたします (会長へ付議書を手渡す)。

■岩間会長

ただいま付議いただきましたので、早速ではございますが、「議事」に移りたいと思います。

次第の第4、議案第1号安渡・赤浜地区における復興整備計画変更(一団地の住宅施設整備事業)について、事務局の説明をお願いいたします。

■事務局(都市整備課安渡、小枕・伸松地域担当班 小島班長)

都市整備課安渡、小枕・伸松地域担当班の小島と申します。

議案第1号 安渡・赤浜地区における復興整備計画変更(一団地の住宅施設整備事業) についてご説明させていただきます。

説明に使う資料は、お手元のA4横サイズ、こちらの資料でございます。

なお、前方のスクリーンにも同じものを映し出して、説明させていただきます。

恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

まずは、今回の付議案件について説明いたします。

今回の都市計画変更は、安渡地区及び赤浜地区の、一団地の住宅施設整備事業の早期整備を図るため、東日本大震災復興特別区域法第48条第7項の規定により付議いたします。

復興整備期間内に、未整備区間の事業認可を受け、事業の早期整備を目指しており、 通常の都市計画法より手続きの短縮が図れる、復興特別区域法で都市計画の決定のみな しおよび事業認可のみなしを受けるものです。

左のフロー図で、都市計画決定の手続きの違いを簡単にご説明いたします。

通常の都市計画法ですと、都市計画審議会開催後、県知事の同意を受けまして、都市 計画の決定、告示及び縦覧となり、その後に、事業計画の作成及び申請をし、認可、告 示の順となり、事業の整備に着手となるのが通常の手続きとなります。

復興特別区域法ですと、都市計画審議会開催後、復興整備協議会を開催し、復興整備 計画を公表することで、県知事の同意の手続きがなく都市計画の決定と事業認可のみな しを同時に受けることができます。

この同時に受けられることで、都市計画法に比べまして、事業認可の告示までの時間 が短縮でき、事業の早期整備が図れることとなります。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

計画変更の背景と目的についてですが、現在、安渡地区および赤浜地区内において、 高台移転として進められている住宅団地整備は、東日本大震災復興特別区域法に基づき、 復興整備計画に都市計画一団地の住宅施設(都市施設)および小規模団地住宅施設整備 事業として位置づけ復興事業を進めており、住民の意向と調整しつつ整備を進めてきて おります。

また、各地区内では、地域コミュニティの拠点となる交流施設の整備も進んできております。

しかし、現状の課題としては、各住宅団地からその交流施設へつながるための避難路でもある道路が、一部区間で道路用地の取得に難航しているため未整備な状況にあり、早期整備が求められております。

そのため、今回の変更の目的として整備を進めてきた各団地間および交流施設の連携を図り、防災性の高い地域コミュニティ形成の一環として各団地間を結ぶ道路の一部を追加し、都市計画一団地の住宅施設を統合し、住宅区域の見直しをすると共に、一部の区域に対して、一団地の住宅施設整備事業の事業認可を受け、土地収用法の適用となる公共性の高い事業として実施し、未整備区間の用地取得を確実に行い、まちづくりを進めていくものです。

このことにより低地部から高台への避難路の確保など、地域の防災拠点機能の充実を図るものです。

次に、安渡地区の現在の整備状況を説明させていただきます。

まず、高台に一団地の住宅施設として4団地ありまして、安渡第1地区から第4地区があり、これらの4地区の造成整備が平成29年度までに完成し、宅地については住民の方への引渡しが進められております。

そして、交流施設として公民館及び避難ホールが高台に位置しており、平成 28 年 12 月に完成しております。

さらに中段には、震災復興土地区画整理事業エリアとして、平成30年度までに区域 全体で使用収益開始しております。

南側には、一団地の津波防災拠点市街地形成施設エリアとして企業誘致が進められて おります。

道路としては、南側に県道吉里吉里釜石線、北側に国道 45 号線、さらに、安渡地区外 周道路としまして、北側幹線道路が全線開通しています。東側幹線道路も一部の区間を 除き開通しています。

未整備区間としましては、先ほどの東側幹線道路の一部で、延長 287m です。

道路用地の取得が難航しており道路整備が出来ていない状況となっています。こちらの写真が、現在の状況写真です。

この道路は、県道吉里吉里釜石線と国道 45 号を接続する道路であり、安渡第 4 地区と第 1 地区をつなぐ連絡道路になります。さらには、その先の第 2 地区、第 3 地区、さらに公民館及び避難ホールにも連絡する道路となっております。

次に、赤浜の現在の整備状況をご説明させていただきます。

一団地の住宅施設としては3団地ありまして、赤浜第1地区から第3地区があり、これらの3地区の造成整備が、平成30年度までに完成し、宅地については住民の方への引渡しが進められております。

そして、交流施設として公民館及び多目的ホールが位置しており、今年度中に完成予定となっております。

さらに、震災復興土地区画整理事業エリアとして平成 29 年度までに区域全体で使用収益開始しております。

道路としては、県道吉里吉里釜石線、さらに、海側幹線道路と東側幹線道路が全線開通し、北側幹線道路も一部の区間を除き開通しております。

未整備区間といたしましては、北側幹線道路の一部区間で、延長 31m です。

道路用地の取得が難航しており、道路整備が出来ていない状況となっています。こちらの写真が、現在の状況写真です。

この道路は、赤浜第2地区団地及び既存団地と公民館及び多目的ホールをつなぐ道路であり、さらにその先には、第1地区にも連絡します。

続きまして、復興整備計画変更の策定の流れについて説明いたします。

今回の復興整備計画の変更案に係る説明会を11月13日に実施しておりまして、説明会には1名の方の出席がございました。

翌日の11月14日から28日の約2週間で復興整備計画案の縦覧を行いました。両地区ともに縦覧者は0名、意見書の提出もございませんでした。

また、本日の都市計画審議会を開催しまして、2週間後の12月19日に復興整備協議会の開催を予定し、その後、復興整備計画の公表を行う予定をしております。

続きまして、安渡地区のこれまでの経緯と変更理由について説明いたします。

平成26年12月に 都市計画審議会及び復興整備協議会を経て、復興整備計画を公表し、安渡地区一団地の住宅施設(第1地区から第4地区)を都市計画決定し事業認可を得て、団地整備を進めてきました。

平成28年12月から 安渡第2地区団地から随時、供用開始を行っております。

今回の変更は、都市計画決定後の住宅需要の見直しに伴う住宅区域の変更、さらに、地域コミュニティの拠点となる交流施設の整備や住宅施設等が進んでいることから、防災性の高い地域コミュニティの形成の一環として一団地の住宅施設の安渡第1地区から第4地区までを統合・見直しをすると共に、団地間を結ぶ道路も一部追加するものでございます。

こちらの図面が、一団地の住宅施設の当初計画であり、地区毎に都市計画決定を行っております。安渡第1地区は面積が2.5ha、計画戸数は50戸、安渡第2地区は面積が1.2ha、計画戸数は20戸、安渡第3地区は面積が0.5ha、計画戸数は10戸、安渡第4地区は面積が1.3ha、計画戸数は30戸で、合計面積は約5.5ha、計画戸数は110戸です。

こちらが、一団地の住宅施設の変更計画であり各団地を現状の整備状況にあわせて、

住宅区域の変更を行います。さらに、これまで個別に決定してきた、一団地の住宅施設の安渡第1地区から第4地区までを統合いたしまして、一団地の住宅施設(安渡地区) といたします。

これにより、団地間を結ぶ道路も一部追加するものでございます。

統合することで、各団地間の連絡がはかれ、更に地域コミュニティの拠点となる交流 施設への連絡が可能となり、防災性の高い地域コミュニティの形成が可能となります。

合計面積いたしましては約6.1ha、計画戸数は約70戸となります。

区域としては、安渡二丁目、安渡三丁目、大槌第 28 地割及び大槌第 29 地割の各一部 でございます。

次に、事業区域として、東側幹線道路の未着手区間の面積 0.5ha 延長 287mで、新たに、一団地の住宅施設整備事業(安渡地区)として事業認可を申請いたします。

位置として、大槌町安渡三丁目、大槌第28地割及び大槌第29地割の一部でございます。こちらの道路は、安渡第4地区と第1地区をつなぐ道路です。

事業認可を申請する理由として、一団地の住宅施設を統合し、その団地間の連絡通路 となる道路の未着手区間の用地を取得し、整備するものであり、都市計画事業に位置付 けることで、着実な施行を担保するものです。

道路計画として道路構造は、幅員 6.0mとし、土工構造として切土、盛土、一部補強盛土で構築します。

安渡東側幹線道路の事業工程でございます。12月19日の復興整備協議会後に復興整備計画の公表を行い、用地取得に向けて作業を開始いたします。令和2年5月までには地取得を完了し、令和2年12月末までには工事を完了する予定となっています。

次に、赤浜地区のこれまでの経緯と変更理由について説明いたします。

平成 26 年 12 月に都市計画審議会及び復興整備協議会を経て、復興整備計画を公表し、 赤浜地区一団地の住宅施設(第1地区から第3地区)を都市計画決定し事業認可を得て、 団地整備を進めてきました。

平成28年10月から 赤浜第2地区団地から随時、供用開始を行っております。

今回の変更は、都市計画決定後の住宅需要の見直しに伴う住宅区域の変更、さらに、地域コミュニティの拠点となる交流施設の整備や住宅施設等が進んでいることから、防災性の高い地域コミュニティの形成の一環として一団地の住宅施設の赤浜第1地区から第3地区までを統合・見直しをすると共に、団地間を結ぶ道路も一部追加するものでございます。

こちらの図面が、一団地の住宅施設の当初計画であり、地区毎に都市計画決定しております。赤浜第1地区は面積 2.6ha、計画戸数 30 戸、赤浜第2地区は面積 1.8ha、計画戸数 40 戸、赤浜第3地区は面積 2.9ha、計画戸数 40 戸で、合計面積は 7.3ha、計画戸数は 110 戸です。

こちらが、一団地の住宅施設の変更計画であり、各団地を現状の整備状況にあわせて

住宅区域を変更し、さらに、これまで個別に決定してきた一団地の住宅施設の赤浜第1地区から第3地区までを統合し、一団地の住宅施設(赤浜地区)といたします。

これにより、団地間を結ぶ道路も一部追加するものでございます。

統合することで、各団地間の連絡がはかれ、更に地域コミュニティの拠点となる交流 施設への連絡が可能となり、防災性の高い地域コミュニティの形成が可能となります。

合計面積は約8.2ha、合計計画戸数は90戸となります。

区域として、赤浜二丁目、赤浜三丁目、吉里吉里第 22 地割及び吉里吉里第 27 地割の 各一部とします。

次に、事業区域といたしまして、北側幹線道路の未着手区間の面積 0.1ha、延長 31m を新たに、一団地の住宅施設整備事業(赤浜地区)として事業認可を申請いたします。 位置として、大槌町赤浜二丁目の一部でございまして、赤浜第 2 地区と第 1 地区をつなぐ道路となります。

事業認可を申請する理由といたしましては、都市計画変更の目的の実現を図るため、一団地の住宅施設を統合し、その団地間の連絡通路となる道路の、未着手区間の用地を取得し、道路を整備するものであり、都市計画事業に位置つけることで、着実な施行を担保するものです。

道路計画としては、構造は幅員 6.0mの道路となります。

赤浜北側幹線道路の事業工程でございます。12月19日の復興整備協議会後に復興整備計画の公表を行い、用地取得に向けて作業を開始いたします。令和2年5月までには 用地取得を完了し、令和2年8月末までには工事を完了する予定となっています。

以上で説明の方を終わりにいたします。

■岩間会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。先ほど説明では2つの点がありましたけども、1つ目は都市計画の決定方法についてで、今回は都市計画法ではなく復興特区法で行いますよ、ということ。2つ目は安渡と赤浜地区の住宅区域に道路を含めて変更するいうことでした。工事方法には変更がないと思われますが、都市計画区域に道路も含めて工事を行いたいということです。

この議案の説明に関して、委員の皆さまから何かご質問とかご意見はございますか。

■阿部(俊)委員

えーとですね、この案に対しては賛成なんですけども、台風 19 号ですとか大雨時に安 渡・赤浜地区の避難所への道路が冠水したりしてますので、雨水冠水対策をしっかり行 ってもらいたいと考えているんですけども。その辺もこの計画に含まれるのかどうかお 聞きしたいんですが。

■事務局(都市整備課 川野課長)

大槌町都市整備課の川野です。本日はよろしくお願いします。

阿部委員から雨水排水対策への質問でしたけども、今回はあくまでも安渡・赤浜地区の連絡道路の整備ということで、排水計画については道路構造令や岩手県の道路整備にかかる考え方に基づいた中で計画をしていくということとなります。

■阿部(俊)委員

分かりました。この計画の道路は良いことだと思いますけども、沢沿いにも道路を整備することになりますので、大雨の時に勢いよく沢の水が出て土砂が流れてくる可能性もあるし、この道路の上に水が出てしまえば避難路にもならなくなるので対策をお願いしたいと思います。

■岩間会長

はい、よろしいですか。よろしくお願いします。

そのほかに何かありませんか。

本日の審議会、都市決定することによって土地収用も可能になるという大事なことだ と思うのですけども。

■菊池委員

先ほどの説明で、用地買収がまだ決まってないとの事でしたけども、今後の見通しというのはどうなんですか。

■事務局(那須技監兼環境整備課長)

今回の土地取得の分ですけども、2件終わってないところがありまして、安渡1件、 赤浜1件、どちらの地権者からも事業への同意はいただいております。

ただですね、用地取得物件が相続登記の物件でありまして、相続人全員から分割協議 書をいただくのですが、その部分においての事務がなかなか進んでいないというので、 これまでは任意買収でずっと進めてきたんですが、今回はこういった形で、収用も含め た形での早期の解決を図っていきたいと考えております。

■菊池委員

そういうことだろうと思ってました。ありがとうございました。

■岩間会長

よく背景が理解できたと思います。 えー、その他意見ございませんか。 特に意見無いようなので、採決に移りたいと思います。 え一、議案第1号を原案のとおり承認してもよろしいでしょうか。

■委員

はい。

■岩間会長

はい。ありがとうございます。

異議なしということですので、原案のとおり承認いたします。

それでは、議事ではないんですけども、次第の5番の復興整備計画変更に伴う今後の 予定についてを事務局から説明をお願いします。

■事務局(復興推進課事業推進班 三浦班長)

復興整備計画変更に伴う今後の予定について、説明いたします。

別添の赤紫色のグラデーションになっている資料を参照願います。

まずは、2ページ目に計画変更の策定の流れが記載されていますが、議案の説明でもあったように、今日の審議会を経て、12 月 19 日に岩手県公会堂で開催予定の復興整備協議会で議決を得たいと考えております。

復興整備協議会で議決を得た後に、復興整備計画(第17回変更)を公表することで、 都市計画の決定及び事業認可とみなされます。

先ほどの議案の説明でもありましたが、都市計画法に基づく都市計画決定では、審議会の後に県に対して都市計画変更の本申請を行い、県の同意を得る必要がありますが、今回の復興特区法による復興整備計画は県との共同制作となるため、県の同意等の手続きは必要ありません。

なお、町の復興整備計画の公表は、協議会翌日の20日に行いたいと考えております。 それに合わせて、町の都市計画決定の告示及び県の事業認可の告示を行う予定となって おります。

資料の3ページは、復興整備計画の表紙となります。

復興整備計画は全ページで40ページ程度あり、復興事業が網羅された計画となっております。第1項に計画の区域、第2項に計画の目標、第3項に土地利用方針、第4項には復興整備事業にかかる事項、第5項に計画の期間が記載されています。

ちなみに、第17回変更とありますが、都市計画にかかる変更はこれまで3回行っており、 それ以外には農地転用にかかる手続きや森林法の区域変更等の手続きを復興整備計画に記載し、協議会で議決を得ることで迅速に復興事業に取り組んでまいりました。

本日は、計画のページ数も多いことから、4ページ、5ページに今回の計画変更箇所である第4項の抜粋したものを記載しております。

また、6ページ、7ページには、今回変更に合わせて修正した土地利用計画図と復興整備事業総括図を記載しております。

復興整備計画の詳細を確認いただく際には、町のホームページにて確認をお願いします。 以上で、復興整備計画変更に伴う今後の予定についての説明を終わります。

■岩間会長

はい、ありがとうございます。

ただいま、事務局より復興整備計画変更に伴う今後の予定について、説明いただきま したが、委員の皆様からご意見やご質問はありませんか。

ないようですが、よろしいですか。

■委員

はい。

■岩間会長

それでは、次第6の「その他」に移りたいと思いますが、委員の皆さまから何か、その他で何でもよろしいですので、えー何かございませんでしょうか。

事務局の方は何か。

■事務局(復興推進課事業推進班 三浦班長)

はい。令和元年度の審議会においては、本審議会を持ちまして終了の予定です。令和 2年度の審議会の日程については、詳細が決まり次第ご連絡させていただきます。以上 です。

■岩間会長

はい。ありがとうございます。

改めまして、委員の皆様から何かありませんか。

無いようですので、えーそれでは、今日の審議会を終わらせていただきたいと思いま す。ありがとうございました。

(午前 10 時 40 分 終了)